

第367回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和6年12月3日（火）10時00分から10時52分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室（広島市中区基町10-52）
- 3 出席委員 佐々木委員、植野委員、杉山委員、狭戸尾委員、津山委員、橋本委員
- 4 議 題

（1）審 議（2件）

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
第1号議案	建築基準法第3条第1項第三号の規定による指定に向けた取組状況について	—	同 意

（2）報告事項

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告（包括同意許可案件7件）

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ
- TEL（082）-513-4183（ダイヤルイン）

6 会議の内容（概略）

事務局 （委員・事務局紹介）

事務局 （審査会の進行について説明）

議 長 それでは、これより審議に入ります。

ただ今の出席委員は6名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。

それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 （第1号議案について説明。）

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

議 長 本日議決のステップ2の承認ということになるのですか？

事務局 ステップ2が前回です。

議 長 ステップ2が前回。今回は？

事務局 指定に向けた検討状況の中間報告ということになります。

議 長 ステップ1と2が前回までとおっしゃいましたよね。今回は同意とかではなくて、中間報告に対して了解するという議決が審議事項になっていると。

事務局 そうです。

議 長 今回は中間報告ということですが、何かご意見がありますでしょうか。

委 員 マスコミの情報か何か分かりませんが、府中市がこの計画について少し後退した発言をされたと思うのですが、それは何か影響があるのでしょうか？

事務局 この指定につきましては、整備内容の設計内容を妥当かどうかとのご指定を受けるものでして、整備のスケジュールについては直接影響されません。

整備は財源等の問題もございますので、府中市において別途整理されますけれども、建築基準法第3条第1項第3号の規定の指定につきましては、計画内容については是非ということで指定をしますので、それとは別個に進めるものと思っております。

議 長 次年度にステップ4まで行ったことの報告があって、この翁座が終了みたいな感じですかね。

事務局 そうですね。着工前に内容の妥当性を確認し、この内容であれば指定できるという形で一旦終わりということになります。

議 長 他に質疑等ございますか。

質疑等もないようですので、第1号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議 長 次に、報告案件に移りたいと思います。

報告第1号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの7件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

議長 9ページの左上の図の「床板」っていうのは、これはなんか下の「床版」と漢字が違いますが、これは誤記ですか？別の物で？

事務局 誤記です。「版」が正しいため、整合させます。

議長 これ(床版)は、割としっかりとしたものでしょうか？

事務局 はい。大体皆さん鉄とかコンクリートで作ったような床版を設置されます。

議長 木の板ですぐとれるようなものではないと。

事務局 そのようなものではなく、大体皆さん道路から車を入れますので、その車の通行に耐えられるようなものを設置されます。

議長 工事しないと設置できないような感じですかね。

事務局 そうです。

議長 9ページは、その床版のうち一部だけがこの土地の中に入っているという。

事務局 そうですね。隣の敷地のための床版も兼ねているようで、幅員が幅4.4メートルと、少し広がっています。

議長 はい、わかりました。

議長 他に質疑等ございますか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 報告第1号